平成２０年（フ）第２１４３４号
東京都板橋区志村２丁目23―16
破産者　加藤　元章
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９７号
横浜市西区桜木町７丁目41番地５
破産者　ゆめはま食品株式会社
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５２号
神奈川県中郡二宮町二宮334番地
破産者　有限会社脇工務店
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７６号
長野県北佐久郡立科町大字芦田2593番地１
破産者　有限会社太田屋
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１８７６号
愛知県小牧市城山５丁目68番地の８
破産者　株式会社富士建工
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１４号
神戸市中央区港島３丁目４番地、商業登記簿上の本店所在地京都市南区上鳥羽金仏13番地２
破産者　株式会社オーエムテック
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８号
名古屋市中区千代田２丁目24番地16号
破産者　有限会社インペックス
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７９号
北海道帯広市西二十二条北１丁目５番地
破産者　帯広車輌塗装協同組合
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１７６５号
横浜市西区宮ケ谷24番地８
破産者　有限会社佐久川塗装
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７１９号
岐阜市茜部新所２丁目５番地
破産者　有限会社長森青果
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２３１号
大阪府泉南市岡田２丁目350番地の１
破産者　泉南丸田株式会社
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６１２号
大阪府岸和田市阿間河滝町282番地の３
破産者　ヤマミツ建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５号
福岡県久留米市合川町2030番地７　コーポラス大和202号
破産者　樺嶋　光弘
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第２０号
埼玉県熊谷市新堀1226―２藤沢貸家Ｄ号、破産開始時の住所埼玉県深谷市蓮沼423番地３
破産者　浦野　　昇
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２５０号
兵庫県姫路市御立東３丁目19番６号
破産者　松尾　良治
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８４号
兵庫県姫路市勝原区山戸478、住民票上の住所兵庫県姫路市大津区西土井194番地９
破産者　横田百合枝
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０号
兵庫県養父市八鹿町高柳680番地
破産者　福田　眞人
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
北海道留萌郡小平町字小平町31番地
破産者　梶浦　由則
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２２号
北海道旭川市末広２条４丁目６番10号　第２ナルミハイツ207号
破産者　福地　良江
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０号
茨城県高萩市本町１―85―１　サトーハイツ103号
破産者　鈴木　善之
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２２３号
群馬県高崎市並榎町163番地　サーパス並榎501号
破産者　大井　義隆
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部